

定例会議の開催状況

第1 開催日時

令和8年8月27日（木） 午後0時50分～午後3時45分

第2 開催場所

公安委員会室

第3 出席者

1 公安委員会

上枝委員長、岡委員、大石委員

2 警察本部

本部長、警務部長、生活安全部長、刑事部長、交通部長、情報通信部長、首席監察官、警備部統括参事官、公安委員会補佐官

3 陪席

総務課長

第4 委員説示

委員から、「今週月曜日、県警察として初の大規模な採用募集イベントとなる香川県警察 Trial を視察した。第1部は、音楽隊の演奏や柔道、剣道、逮捕術の演武が行われた。これらは一般の方は目にする機会が少ないと思うので、ご覧になった方にとっては、貴重な体験となったのではないかと思います。第2部では、各種体験ブースにおいて高校生が鑑識の体験をしたり、子供が制服を試着したりしていた。また、別室で行われた業務説明会や座談会では、真剣な面持ちで参加している学生もみられ、今回のイベントは、所期の目的を達成したのではないかと思います。いくらAIが発展しても、警察官の仕事は生身の人間にしかできない。今回のイベントに限らず、今後も様々な工夫をし、警察官の採用募集につなげていただきたい」旨の発言があった。

第5 報告事項

1 香川県警察レクサスLSパトカー寄贈及び寄贈式の挙行について

警務部長から、県内企業から警察車両の寄贈を受けることとなり、寄贈車両の納車に合わせて寄贈式を挙行する旨の報告があった。

委員から、「今回寄贈していただいたパトカーを交通指導取締りや交通イベントを始めとする広報啓発活動に活用し、交通事故防止に役立てていただきたい」旨の発言があった。

委員から、「こういった寄贈はこれまでにあるか」旨の発言があり、警

務部長から、「これまでも車両の寄贈はあるが、公益法人や共済関係の団体からであり、特定の企業からの寄贈は初めてとなる」旨、説明があった。

2 令和8年7月中の苦情申出の受理・処理状況及び感謝事例について

首席監察官から、令和8年7月中の苦情申出の受理・処理状況等について報告があった。

委員から、「各種相談については、今後も丁寧な対応をお願いしたい」旨の発言があった。

委員から、「「トクリュウ」による事件が全国で相次ぐなどして、住民の危機感が高まっていると思う。引き続き迅速・丁寧な対応により、住民の不安を取り除いていただきたい」旨の発言があった。

委員から、「警察職員が丁寧に対応していくことで、苦情が減少していけばよいと思う」旨の発言があった。

3 令和8年秋の全国交通安全運動の実施について

交通部長から、関係機関・団体と連携して、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守等と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を促進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的に実施する旨の報告があった。

委員から、「2031年から自動車の新型車を対象に「ながらスマホ」などを検知する警報装置（DMS）の搭載を義務化するという新聞記事に接した。一方、飲酒運転の根絶には、アルコール・インターロックが効果的であり、早く義務化されればよいと思っている」旨の発言があった。

委員から、「スローガンにもある「交通事故死者ゼロ」に向けて、広報活動や交通指導取締りを始めとする様々な取組をお願いしたい」旨の発言があった。

委員から、「例年、秋から年末にかけて交通死亡事故が増加する傾向にあることから、交通安全運動期間に限らず、交通事故防止対策を推進していただきたい」旨の発言があった。

4 令和8年度第3回公安委員会の交通規制（専決分）の実施について

公安委員会の交通規制（専決分）については、中央線の新設、最高速度の新設、横断歩道等の変更等、合計124か所（区間）を実施する旨の報告があった。

委員から、「自転車横断帯の廃止が多いのはなぜか」旨の発言があり、

交通部長から「自転車横断帯が設置されている場合、自転車は義務としてそこを通行しなければならず、交差点を直進する際、一旦左折する様にして、自転車横断帯を通行し、そこから右折する様にして車道の左端に戻る動きになる。このような交差点での不合理で危険な動きを回避するため、自転車横断帯を廃止している」旨、更に、本部長から、「今の話のような動きは、車の運転手にとっても左に曲がったと思った自転車がまたすぐ出てくることになり、危険な状況を生む。こういった声から自転車横断帯を見直していくという議論が全国でみられるものである」旨の説明があった。

第6 その他

1 教養の広域連携に向けた取組について

警務課から、広域化する各種治安課題に対処し得る将来の治安の担い手を育成する観点から、教養の高度化・質の向上を図るための広域連携に向けた取組について報告があった。

2 警察庁長官の視察等について

警務課から、本年4月、警察庁から「将来を見据えた警察組織の構造改革及び優秀な警察官の確保に向けた取組について」(令和8年4月2日付け警察庁次長通達)が示達され、本県においてもこれに基づいた取組を推進しているところ、今般、警察庁長官が視察のため来県する旨の報告があった。

3 警察官の特別派遣日程の修正について

警備課から、令和8年8月20日に意思決定を行った令和8年熊本地震に伴う熊本県公安委員会からの援助の要求について、日程の修正等があった旨の報告があり、審議の上、了承した。

4 「災害時における物資の供給及び施設利用に関する包括連携協定」の締結について

警備課から、南海トラフ地震等の大規模災害発生時に円滑な警察活動を継続させるため、佐川アドバンス株式会社と「物資の供給と同社の施設を利用する包括連携協定」を締結する旨の報告があった。

5 ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく禁止命令等の実施状況について

人身安全・少年課から、令和8年7月中のストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく禁止命令等の実施状況について報告があった。

6 運転免許の取消し等の審議について

運転免許課から、運転免許の取消し等に係る意見の聴取等について報告があり、審議の上、処分内容を決定した。

7 行政処分の状況について

運転免許課から、令和8年7月分の運転免許に係る行政処分の状況について報告があった。